



長崎県公報

目 次

規 則	所管課(室)名
○知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	県 民 セ ン タ ー
告 示	
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく個人番号利用事務に関する手続	情 報 政 策 課
○長崎県企画振興部関係補助金等交付要綱の一部改正	政 策 企 画 課
○長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱の一部改正	県 民 協 働 課
・長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	資 源 管 理 課
・都市計画の変更(8件)	都 市 計 画 課
・道路の区域の変更(4件)	道 路 維 持 課
・道路の供用の開始	"
・道路の区域の変更	"
・公有水面埋立ての竣功認可	港 湾 課
○知事の専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正	議 会 事 務 局
公 告	
・特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)	県 民 協 働 課
・特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請	"
・大規模小売店舗の新設の届出	商 務 金 融 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	"
・測量の実施	建 設 企 画 課
・測量の終了	"
・都市計画の図書の縦覧(2件)	都 市 計 画 課
・都市計画事業の事業計画の変更認可	"
議 会 告 示	
・長崎県選挙管理委員及び補充員の当選人	議 会 事 務 局
教 育 委 員 会 規 則	
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	特 別 支 援 教 育 室
公 安 委 員 会 告 示	
・運転免許取得者教育の認定機関の変更の届出	運 転 免 許 管 理 課
・指定講習機関の変更の届出	"
長 崎 県 北 部 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示	
・イカナゴ(カナギ)まき餌釣漁業の制限	長 崎 県 北 部 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

長崎県病院企業団規則

・長崎県病院企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県病院企業団

規 則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第44号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報開示請求書）

第3条の2 条例第25条の3で準用する条例第13条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 保有特定個人情報開示請求をしようとする者の連絡先
- (3) 条例第25条の3で準用する条例第23条第1項に規定する開示の方法のうち、保有特定個人情報開示請求をしようとする者が求める開示の方法
- (4) 法定代理人等が保有特定個人情報開示請求をしようとする場合にあっては、代理の種類及び本人の状況

2 条例第25条の3で準用する条例第13条第1項に規定する請求書は、保有特定個人情報開示請求書（様式第2号の2）によるものとする。

第4条の見出しを「(本人等の確認等に必要書類)」に改め、同条中「条例第23条第3項」の次に「、第25条の3」を加え、「第27条第3項」の次に「、第33条の3」を加え、「及び第35条第2項」を「、第35条第2項及び第40条の3」に、「法定代理人」を「法定代理人等」に改め、同条第1号及び第2号中「開示請求」の次に「又は保有特定個人情報開示請求」を加え、「とき」を「場合」に改め、同号イ中「知事が認めるもの」の次に「(開示請求又は保有特定個人情報開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が保有特定個人情報開示請求をする場合 次に掲げる書類
 - ア 当該任意代理人に係る第1号に掲げる書類
 - イ 本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（市区町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限り、かつ、保有特定個人情報開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

第5条の見出しを「(郵送による開示請求書等の提出)」に改め、同条中「条例第13条第1項」の次に「又は第25条の2第1項」を、「開示請求」の次に「又は保有特定個人情報開示請求」を、「保有個人情報開示請求書」の次に「又は保有特定個人情報開示請求書」を加え、同条第1号及び第2号中「開示請求」の次に「又は保有特定個人情報開示請求」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 任意代理人が保有特定個人情報開示請求をしようとする場合 前条第3号アに定める書類のうち、2種類以上のものの写し及び同号イに定めるものの写し

第6条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報開示決定通知書等）

第6条の2 条例第25条の3で準用する条例第18条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有特定個人情報開示決定通知書（様式第3号の2）
- (2) 保有特定個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有特定個人情報部分開示決定通知書（様式第4号の2）

2 条例第25条の3で準用する条例第18条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 保有特定個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合 保有特定個人情報不開示決定通知書（様式第5号の2）
- (2) 保有特定個人情報の存否を明らかにしないで開示しない旨の決定をした場合 保有特定個人情報不開示決定通知書（存否応答拒否）（様式第6号の2）
- (3) 保有特定個人情報が記録された公文書を保有していない場合に開示しない旨の決定をした場合 保有特定個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）（様式第7号の2）

第7条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報開示諾否決定期間の延長通知書等）

第7条の2 条例第25条の3で準用する条例第19条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報開示諾否決定期間の延長通知書（様式第8号の2）とする。

2 条例第25条の3で準用する条例第20条に規定する書面は、保有特定個人情報開示諾否決定期間の特例延長通知書（様式第9号の2）とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報事案移送通知書）

第8条の2 条例第25条の3で準用する条例第21条第1項に規定する通知は、保有特定個人情報開示請求事案移送通知書（様式第10号の2）により行うものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の開示に係る意見照会書等）

第9条の2 条例第25条の3で準用する条例第22条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保有特定個人情報開示請求があった日
- (2) 条例第25条の3で準用する条例第22条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第25条の3で準用する条例第22条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第25条の3で準用する条例第22条第1項の規定による通知 保有特定個人情報の開示に係る意見照会書（様式第11号の2）
- (2) 条例第25条の3で準用する条例第22条第2項の規定による通知 保有特定個人情報の開示に係る意見照会書（様式第12号の2）
- (3) 条例第25条の3で準用する条例第22条第3項（条例第44条で準用する場合を含む。）の規定による通知 保有特定個人情報開示決定に係る通知書（様式第13号の2）

第10条第1項第1号ア中「条例第23条第2項」の次に「(条例第25条の3で準用する場合を含む。)」を加え、同条第3項中「条例第23条第1項第2号」の次に「(条例第25条の3で準用する場合を含む。)」を加える。

第11条第1項中「条例第23条」の次に「(条例第25条の3で準用する場合を含む。)」を、「保有個人情報」の次に「又は保有特定個人情報」を加え、同条第2項中「保有個人情報」の次に「又は保有特定個人情報」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報開示請求等の特例）

第12条の2 知事は、条例第25条の3で準用する条例第24条第1項の規定により口頭による保有特定個人情報開示請求をすることができる保有特定個人情報を定めたときは、当該保有特定個人情報の内容並びに保有特定個人情報開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第25条の3で準用する条例第24条第2項に規定する実施機関が定める書類は、当該保有特定個人情報の本人に対して当該保有特定個人情報を取り扱う事務に関して知事が交付した書類であって、本人の氏名が記されているものとする。

3 条例第25条の3で準用する条例第24条第3項に規定する実施機関が定める方法は、閲覧又は情報の内容を転記した書類の交付によるものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報開示決定通知書等の提示)

第13条の2 条例第33条の2第1項の規定により保有特定個人情報訂正請求をしようとする者は、当該保有特定個人情報訂正請求が開示を受けた自己の保有特定個人情報に係るものであるときは、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報部分開示決定通知書の写しを提示しなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報訂正請求書)

第14条の2 条例第33条の3で準用する条例第27条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、法定代理人等が保有特定個人情報訂正請求をしようとする場合にあっては、代理の種類及び本人の状況とする。

2 条例第33条の3で準用する条例第27条第1項に規定する請求書は、保有特定個人情報訂正請求書(様式第15号の2)とする。

第15条の見出しを「(郵送による訂正請求書等の提出)」に改め、同条中「訂正請求」の次に「及び保有特定個人情報訂正請求」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「保有特定個人情報開示請求」とあるのは「保有特定個人情報訂正請求」と、「保有個人情報開示請求書」とあるのは「保有個人情報訂正請求書」と、「保有特定個人情報開示請求書」とあるのは「保有特定個人情報訂正請求書」と読み替えるものとする。

第16条第1項第1号及び第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報訂正決定通知書等)

第16条の2 条例第33条の3で準用する条例第28条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有特定個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 保有特定個人情報訂正決定通知書(様式第16号の2)

(2) 保有特定個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 保有特定個人情報部分訂正決定通知書(様式第17号の2)

2 条例第33条の3で準用する条例第28条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報不訂正決定通知書(様式第18号の2)とする。

3 条例第33条の3で準用する条例第29条に規定する訂正請求の拒否は、保有特定個人情報訂正請求拒否決定通知書(様式第19号の2)により行うものとする。

第17条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書等)

第17条の2 条例第33条の3で準用する条例第30条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書(様式第20号の2)とする。

2 条例第33条の3で準用する条例第31条に規定する書面は、保有特定個人情報訂正諾否決定期間の特例延長通知書(様式第21号の2)とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報訂正請求に係る事案移送通知書)

第18条の2 条例第33条の3で準用する条例第32条第1項に規定する通知は、保有特定個人情報訂正請求に係る事案移送通知書(様式第22号の2)により行うものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報訂正請求に係る提供先への通知書)

第19条の2 条例第33条の3で準用する条例第33条に規定する通知は、保有特定個人情報訂正実施通知書(様式第23号の2)により行うものとする。

第20条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報利用停止請求書)

第20条の2 条例第40条の3で準用する条例第35条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、法定代理人等が保有特定個人情報利用停止請求をしようとする場合にあっては、代理の種類及び本人の状況とする。

2 条例第40条の3で準用する条例第35条第1項に規定する請求書は、保有特定個人情報利用停止請求書(様式第24号の2)とする。

第21条中「利用停止請求」の次に「及び保有特定個人情報利用停止請求」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「保有特定個人情報開示請求」とあるのは「保有特定個人情報利用停止請求」と、「保有個人情報開示請求書」とあるのは「保有個人情報利用停止請求書」と、「保有特定個人情報開示請求書」とあるのは「保有特定個人情報利用停止請求書」と読み替えるものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報利用停止決定通知書等)

第22条の2 条例第40条の3で準用する条例第37条第1項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止決定通知書(様式第25号の2)とする。

2 条例第40条の3で準用する条例第37条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報不利用停止決定通知書(様式第26号の2)とする。

3 条例第40条の3で準用する条例第38条に規定する保有特定個人情報利用停止請求の拒否は、保有特定個人情報利用停止請求拒否決定通知書(様式第27号の2)により行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書等)

第23条の2 条例第40条の3で準用する条例第39条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書(様式第28号の2)とする。

2 条例第40条の3で準用する条例第40条に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の特例延長通知書(様式第29号の2)とする。

様式第1号中

「

事務の名称		枚中 枚	を
-------	--	------	---

」

「

事務の名称			に、
-------	--	--	----

」

「

基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他 ()		を
-------	---	--	---

」

「

基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号を除く識別番号 <input type="checkbox"/> その他 ()		に改める。
-------	---	--	-------

」

様式第2号中「開示請求者」を「請求者」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。
様式第2号の2（第3条の2関係）

表

特

保有特定個人情報開示請求書

年 月 日

長崎県知事 様

請求者	氏 名 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	住 所 又 は 居 所 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒 -)
	連絡先 (電話番号)	- -

長崎県個人情報保護条例第25条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示を請求します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報を特定するために必要な事項	
求める開示の実施の方法	<p>1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付</p> <p>2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙等に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙等に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 複写したテープ・ディスクの交付</p> <p>3 交付の方法 <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付</p> <p>※ 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。</p>
法定代理人又は任意代理人が保有特定個人情報開示請求をする場合の代理の種類及び本人の状況	代理の種類 <input type="checkbox"/> 法定代理 <input type="checkbox"/> 任意代理
	本人の氏名
	本人の住所又は居所 (〒 -) (電話番号 - -)
	法定代理の場合の本人の区分 <input type="checkbox"/> 未成年者 (生年月日 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が請求する場合には、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
- 4 該当する□の中に✓印を付けてください。

裏

【担当課室（所）記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 任意代理人： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
備考	

様式第3号の次に次の1様式を加える。
様式第3号の2（第6条の2関係）

特**保有特定個人情報開示決定通知書**第 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第18条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を開示することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報			
開示の実施の日時 及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所	(電話番号 - -)	
開示の実施の方法			
担当課室(所)	部・局・所		課・室 班・係
	(電話番号 - -)		(内線)
備 考			

- (注) 1 保有特定個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認に必要なため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が開示を受ける場合は、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
- 4 開示決定に係る保有特定個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該保有特定個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 5 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当課室(所)へ連絡してください。

様式第4号の次に次の1様式を加える。
様式第4号の2（第6条の2関係）



保有特定個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第18条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る保有 特定個人情報			
開示しない部分 及びその理由	開示しない理由 (根拠) 長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第14条第 号 に該当		
上記の「開示しない 理由」がなくなる 期日	年 月 日 (この日以降であれば、この保有特定個人情報を開示 することができます。開示を希望する場合は、改めて保有特定個人情報開示請求して ください。)		
開示の実施の日時 及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所	(電話番号 - -)	
開示の実施の方法			
担当課室(所)	部・局・所 (電話番号 - - (内線)		課・室 班・係
備 考			

(注)

- 1 保有特定個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が開示を受ける場合は、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
- 4 開示決定に係る保有特定個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該保有特定個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 5 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当課室(所)へ連絡してください。
- 6 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し、異議申立てをすることができます。
- 7 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告（知事が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
ただし、5により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第5号の次に次の1様式を加える。
 様式第5号の2（第6条の2関係）

特

保有特定個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第18条第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る保有 特定個人情報	
開示しない理由	(根拠) 長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第14条第 号 に該当
「開示しない理由」 がなくなる期日	年 月 日 (この日以降であれば、この保有特定個人情報を開示す ることができます。開示を希望する場合は、改めて保有特定個人情報開示請求してく ださい。)
担当課室(所)	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告(知事が被告の代表者となる。)として、提起することができます。
 ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第6号の次に次の1様式を加える。
様式第6号の2（第6条の2関係）



保有特定個人情報不開示決定通知書（存否応答拒否）

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県個人情報保護
条例第25条の3で準用する同条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので
通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報の存否を明らかにしない理由	(根拠) 長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第17条に該当
担当課室(所)	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告(知事が被告の代表者となる。)として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第7号の次に次の1様式を加える。
様式第7号の2（第6条の2関係）

特**保有特定個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）**

第 年 月 日

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、当該保有特定個人情報
が記録された公文書を保有していないため、長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第18
条第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る保有 特定個人情報	
保有特定個人情報が 記録された公文書を 保有していない理由	
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告（知事が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第8号の次に次の1様式を加える。
 様式第8号の2（第7条の2関係）

特

保有特定個人情報開示諾否決定期間の延長通知書

第 年 月 日
 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けて請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示の諾否決定の期間を延長したので通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 （電話番号 — — （内線））
備考	

様式第9号の次に次の1様式を加える。
 様式第9号の2（第7条の2関係）

特

保有特定個人情報開示諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 日

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第20条の規定により、請求のあった日から起算して60日以内に保有特定個人情報の相当の部分について開示の諾否決定をし、残りの保有特定個人情報については、相当の期間内に開示の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報開示請求受付日）から 年 月 日まで
保有特定個人情報の相当の部分について開示の諾否決定をする期間	年 月 日（保有特定個人情報開示請求受付日）から 年 月 日まで
残りの保有特定個人情報について開示の諾否決定をする期限	年 月 日
60日以内に保有特定個人情報のすべてについて開示の諾否決定をすることができない理由	
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
備 考	

様式第10号の次に次の1様式を加える。
様式第10号の2（第8条の2関係）

特**保有特定個人情報開示請求事案移送通知書**

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで保有特定個人情報開示請求のあった事案について、長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第21条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
移送した実施機関の事務担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
移送を受けた実施機関の事務担当課室（所）	実施機関 事務担当課室（所） (電話番号 — — (内線))
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	

※ 本件保有特定個人情報開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関が行うことになります。
ご不明な点は、移送を受けた実施機関の事務担当課室（所）にお問い合わせください。

様式第11号別紙の次に次の1様式を加える。
 様式第11号の2（第9条の2関係）

特

保有特定個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日

様

長崎県知事

印

長崎県個人情報保護条例第25条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有特定個人情報について保有特定個人情報開示請求がありましたので、同条例第25条の3で準用する同条例第22条第1項の規定により、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有特定個人情報の開示の諾否決定についてご意見があれば、別紙「保有特定個人情報の開示に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報 が記録された公文書 の名称	
保有特定個人情報 開示請求があった日	年 月 日
保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報 に含まれている あなた（貴団体）に 関する情報の内容	
意見書の提出先	所在地（〒 ）
(担当課室(所))	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

別紙（様式第11号の2関係）

特

保有特定個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県知事

様

氏 名 法人等にあつては、名称及び 代表者等の氏名	
住 所 又 は 居 所 法人等にあつては、事務所 及び事業所の所在地	(〒 -)
連絡先（電話番号）	- -

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり意見を提出します。

保有特定個人情報開示 請求に係る保有特定個人 情報が記録された公文書 の名称		
上記保有特定個人情報の 開示に反対する意見の 有無（いずれかを○で 囲んでください。）	有	無
開示に反対する部分 （反対意見がある場合、 いずれかを○で囲んで ください。）	一部	全部
	（開示に反対する部分を具体的に記入してください。）	
開示に反対する理由		

様式第12号別紙の次に次の1様式を加える。
 様式第12号の2（第9条の2関係）

特

保有特定個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日

様

長崎県知事

印

長崎県個人情報保護条例第25条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有特定個人情報について保有特定個人情報開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第25条の3で準用する同条例第22条第2項の規定により、ご意見を伺いますので、当該公文書を開示することについてご意見があれば、別紙「保有特定個人情報の開示に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書の名称	
保有特定個人情報開示請求があった日	年 月 日
保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第22条第2項第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第25条の3で準用する同条例第22条第2項第 号 適用 (理由)
意見書の提出先	所在地（〒 ）
(担当課室(所))	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
意見書の提出期限	年 月 日

別紙（様式第12号の2 関係）

特

保有特定個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県知事 様

氏 名 法人等にあつては、名称及び 代表者等の氏名	
住 所 又 は 居 所 法人等にあつては、事務所 及び事業所の所在地	(〒 -)
連絡先（電話番号）	- -

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり意見を提出します。

保有特定個人情報開示 請求に係る保有特定個人 情報が記録された公文書 の名称		
上記保有特定個人情報の 開示に反対する意見の 有無（いずれかを○で 囲んでください。）	有	無
開示に反対する部分 （反対意見がある場合、 いずれかを○で囲んで ください。）	一部	全部
	（開示に反対する部分を具体的に記入してください。）	
開示に反対する理由		

様式第13号中「第22条第3項又は」及び「第44条において準用する」の次に「同条例」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第13号の2（第9条の2関係）

特**保有特定個人情報開示決定に係る通知書**

第 年 月 日

様

長崎県知事

印

年 月 日に照会しましたあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有特定個人情報について、次のとおり保有特定個人情報を開示することと決定しましたので、長崎県個人情報保護条例第25条の3で準用する同条例第22条第3項又は同条例第44条において準用する同条例第22条第3項の規定により通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報を記録した公文書の名称	
開示決定により開示されるあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し、異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますのでご承知ください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告（知事が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第14号を次のように改める。
様式第14号（第11条関係）

共通

公文書の写しの交付申請書

年 月 日

長崎県知事

様

氏 名 法定代理人又は任意代理人が法人の場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名	
住 所 又 は 居 所 法定代理人又は任意代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地	(〒 -)
連絡先（電話番号）	- -

年 月 日付け 第 号で開示決定又は部分開示決定の通知のあった保有個人情報又は保有特定個人情報が記録された公文書について、次のとおり写しの交付を申請します。

公文書の名称	写しの種別	単価	数量	金額
合計				円

注1 「写しの種別」欄には、A4判用紙（単色）、エックス線フィルム（半切）、光ディスク等の種別を記入してください。

2 郵送による交付の場合、書留郵便料金に相当する額の切手が必要です。

ここに証紙をはってください。

様式第15号中「第3項において準用する」の次に「同条例」を加え、「訂正請求者」を「請求者」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第15号の2（第14条の2関係）

表

特

保有特定個人情報訂正請求書

年 月 日

長崎県知事 様

請求者	氏 名 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	住 所 又 は 居 所 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒 -)
	連絡先 (電話番号)	- -

長崎県個人情報保護条例第33条の2第1項又は同条第3項において準用する同条例第25条の2第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報を特定するために必要な事項		
保有特定個人情報訂正請求の趣旨及び理由		
法定代理人又は任意代理人が保有特定個人情報訂正請求をする場合の代理の種類及び本人の状況	代理の種類	<input type="checkbox"/> 法定代理 <input type="checkbox"/> 任意代理
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	(〒 -) (電話番号 - -)
	法定代理の場合の本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 (生年月日 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が請求する場合には、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限り。）を提出し、又は提示してください。
- 4 該当する□の中に✓印を付けてください。

裏

【担当課室（所）記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 任意代理人： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
事実との合致を証明する書類等	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 提示（ ）
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
備考	

様式第16号の次に次の1様式を加える。
 様式第16号の2（第16条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日
 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県個人情報保護条例第33条の3で準用する同条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を訂正することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 訂正請求の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 室 （ 所 ）	部・局・所 (電話番号 — — (内線)) 課・室 班・係
備 考	

様式第17号の次に次の1様式を加える。
 様式第17号の2（第16条の2関係）

特

保有特定個人情報部分訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県個人情報保護条例第33条の3で準用する同条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を訂正することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 訂正請求の内容	
訂正の内容及びその 理由	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 室（所）	部・局・所 （電話番号 — —（内線） 課・室 班・係）
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告（知事が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第18号の次に次の1様式を加える。
様式第18号の2（第16条の2関係）

特**保有特定個人情報不訂正決定通知書**

第 年 月 日

様

長崎県知事

印

年 月 日付で請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県個人情報保護条例第33条の3で準用する同条例第28条第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正をしないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 訂正請求の内容	
訂正をしない理由	
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告（知事が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第19号の次に次の1様式を加える。
様式第19号の2（第16条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県個人情報保護条例第33条の3で準用する同条例第29条の規定により、次のとおり保有特定個人情報訂正請求を拒否することとしたので通知します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報	
保有特定個人情報の存否を明らかにしない理由	(根拠) 長崎県個人情報保護条例第33条の3で準用する同条例第29条に該当
担当課室(所)	<p style="text-align: center;">部・局・所</p> <p style="text-align: center;">(電話番号 — — (内線) 課・室 班・係)</p>
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告(知事が被告の代表者となる。)として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第20号の次に次の1様式を加える。
 様式第20号の2（第17条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書

第 年 号
 年 月 日

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県個人情報保護条例第33条の3で準用する同条例第30条第2項の規定により、次のとおり訂正の諾否決定の期間を延長したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
備考	

様式第21号の次に次の1様式を加える。
 様式第21号の2（第17条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県個人情報保護条例第33条の3で準用する同条例第31条の規定により、相当の期間内に訂正の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課室（所）	部・局・所 (電話番号 — — (内線) 課・室 班・係)
備 考	

様式第22号の次に次の1様式を加える。
 様式第22号の2（第18条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

第 年 月 日
 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで保有特定個人情報訂正請求のあった事案について、長崎県個人情報保護条例第33条の3で準用する同条例第32条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報の内容	
移送した実施機関の事務担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 （電話番号 — — （内線） ）
移送を受けた実施機関の事務担当課室（所）	実施機関 事務担当課室（所） （電話番号 — — （内線） ）
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	

※ 本件保有特定個人情報訂正請求に係る訂正決定等は、移送を受けた実施機関が行うこととなります。ご不明な点は、移送を受けた実施機関の事務担当課室（所）にお問い合わせください。

様式第23号の次に次の1様式を加える。
様式第23号の2（第19条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付で提供した保有特定個人情報について、次のとおり訂正の実施をしたので、長崎県個人情報保護条例第33条の3で準用する同条例第33条の規定により通知します。

保有特定個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正の実施をした年月日	年 月 日
担当課室（所）	部・局・所 (電話番号 — — (内線) 課・室 班・係)
備 考	

様式第24号中「第2項において準用する」の次に「同条例」を加え、「利用停止請求者」を「請求者」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第24号の2（第20条の2関係）

表

特

保有特定個人情報利用停止請求書

長崎県知事

様

年 月 日

請求者	氏 名 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	住 所 又 は 居 所 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒 -)
	連絡先 (電話番号)	- -

長崎県個人情報保護条例第40条の2第1項又は同条第2項において準用する同条例第25条の2第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止を請求します。

保有特定個人情報 利用停止請求に 係る保有特定個人 情報を特定する ために必要な事項	
保有特定個人情報 利用停止請求の 趣旨及び理由	
法定代理人又は 任意代理人が保有 特定個人情報利用 停止請求をする 場合の代理の種類 及び本人の状況	代理の種類 <input type="checkbox"/> 法定代理 <input type="checkbox"/> 任意代理
	本人の氏名
	本人の住所 又は居所 (〒 -) (電話番号 - -)
	法定代理の 場合の本人 の区分 <input type="checkbox"/> 未成年者 (生年月日 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が請求する場合には、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
- 4 該当する□の中に✓印を付けてください。

裏

【担当課室（所）記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 任意代理人： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
事実との合致を証明する書類等	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 提示（ ）
担当課室（所）	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 部・局・所 課・室 班・係 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> （電話番号 — — （内線） </div>
備 考	

様式第25号の次に次の1様式を加える。
 様式第25号の2（第22条の2関係）

特

保有特定個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県個人情報保護条例第40条の3において準用する同条例第37条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 利用停止請求の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課室（所）	部・局・所 （電話番号 — — （内線） 課・室 班・係）
備 考	

様式第26号の次に次の1様式を加える。
様式第26号の2（第22条の2関係）

特**保有特定個人情報不利用停止決定通知書**

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県個人情報保護条例第40条の3において準用する同条例第37条第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 利用停止請求の内容	
利用停止をしない 理由	
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 (電話番号 — — (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告（知事が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第27号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。
様式第27号の2（第22条の2関係）

特**保有特定個人情報利用停止請求拒否決定通知書**

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県個人情報保護条例第40条の3において準用する同条例第38条の規定により、次のとおり利用停止請求を拒否することとしたので通知します。

保有特定個人情報利用停止請求に係る保有特定個人情報	
保有特定個人情報の存否を明らかにしない理由	(根拠) 長崎県個人情報保護条例第40条の3において準用する同条例第38条に該当
担当課室(所)	部・局・所 (電話番号 — — (内線) 課・室 班・係)
備考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告(知事が被告の代表者となる。)として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第28号の次に次の1様式を加える。
 様式第28号の2（第23条の2関係）

特

保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書

第 年 月 日 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県個人情報保護条例第40条の3において準用する同条例第39条第2項の規定により、次のとおり利用停止の諾否決定の期間を延長したので通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
担 当 課 室 （ 所 ）	部・局・所 （電話番号 — — （内線 課・室 班・係 ）
備 考	

様式第29号の次に次の1様式を加える。
 様式第29号の2（第23条の2関係）

特

保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 号
 年 月 日

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県個人情報保護条例第40条の3において準用する同条例第40条の規定により、相当の期間内に利用停止の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

保有特定個人情報利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課室（所）	部・局・所 （電話番号 — — （内線） 課・室 班・係)
備 考	

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第1132号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）に関する手続に係る個人番号利用事務実施者（法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、同表の右欄に掲げるとおり定め、平成28年1月1日から適用する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

規定	内 容	個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等
規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	<p>本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）</p> <p>戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）</p> <p>規則第1条第1項第3号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号、暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</p> <p>個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</p> <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書、申請書等と併せて提示し、又は提出する場合の当該書類</p>
規則第1条第1項第3号ロ	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	<p>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）</p> <p>地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）</p> <p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを</p>

		含む。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行され、若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。)
		地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの(以下「本人交付用税務書類」という。)
規則第1条第3項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情(以下「事項等」という。)であって財務大臣等が適当と認める事項等	修正申告書に記載された修正申告の直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求の直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
規則第2条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「令」という。)第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真付身分証明書等 写真付公的書類 個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号、暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。) 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類 官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書、申請書等と併せて提示し、又は提出する場合の当該書類
規則第3条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第15条の規定により還付された通知カード(以下「還付された通知カード」という。)又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード(以下「還付された個人番号カード」という。)
規則第3条第2項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認	写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類

	めるもの	本人交付用税務書類
規則第3条第4項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引、給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第3条第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約の成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかなる場合 所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかなる場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかなる場合
規則第4条第2号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	個人番号カード又は通知カード 還付された個人番号カード又は還付された通知カード 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの 本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
規則第4条第2号ロ後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。）
規則第4条第2号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	地方税手続電子証明書（長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年長崎県規則第2号。以下「オンライン化規則」という。）第2条第2項第3号に規定する電子証明書（同号アに該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名（オンライン化規則第2条第1項第2号に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。 民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるものに限る。）を

		<p>いう。)及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示(提示時において有効なものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること。</p> <p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号、暗証符号等により認証する方法</p>
規則第6条第1項第3号	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類</p>	<p>本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)</p>
規則第7条第1項第2号	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>写真付身分証明書等</p> <p>写真付公的書類</p> <p>個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号、暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)</p>
規則第7条第2項	<p>登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)</p>	<p>登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。)及び社員証その他現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類(以下「社員証等」という。)</p> <p>地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。)及び社員証等</p>
規則第9条第1項第2号	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>写真なし身分証明書等</p> <p>地方税等の領収証書等</p> <p>写真なし公的書類</p> <p>本人交付用税務書類</p>

規則第9条第3項	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引、給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第9条第4項	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	<p>雇用契約の成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合</p> <p>扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合</p> <p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合</p> <p>代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合</p>
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	<p>本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの</p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p> <p>還付された個人番号カード又は還付された通知カード</p>
規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<p>本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること。</p> <p>オンライン化規則第3条第2項の規定に基づき本人に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること。</p>
規則第10条第2号	代理人に係る署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<p>代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。</p> <p>代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。</p> <p>代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。</p> <p>代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。</p> <p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代</p>

		<p>理人に対して一に限り発行する識別符号、暗証符号等により認証する方法</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること。</p> <p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）。</p> <p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）。</p> <p>本人の代理人（当該代理人が税理士法第48条の2に規定する税理士法人又は同法第51条第3項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士法人等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第51条第1項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化規則第3条第2項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）</p> <p>本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化規則第3条第2項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）</p>
<p>規則第10条第3号ロ</p>	<p>官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類</p>	<p>本人の個人番号カード又は通知カード</p> <p>本人の還付された個人番号カード又は還付された通知カード</p>

前段	であって個人番号利用事務実施者が 適当と認めるもの（本人の個人番号 及び個人識別事項の記載があるもの に限る。）	本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、 出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの 本人の本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務 等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別 事項の記載があるもの 本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書 （提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
規則第 10条第 3号ロ 後段	個人番号利用事務実施者が適当と認 める方法	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受 けること。

長崎県告示第1133号

長崎県企画振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

別表地域づくり推進課関係の表に次のように加える。

10	V I S I Tあ まくさ・しま ばらプロジェ クト推進事業 費補助金	島原半島地域の 自立的な発展に 向けた交流人口 の拡大及び地域 資源の活用によ る地域活性化の 推進に資する。	次に掲げる経費 (1) 島原半島地域の交流促進の取組に 要する経費 (2) 島原半島地域の地域活性化の取組 に要する経費	10分の10以内	一般社団法人島 原半島観光連盟
----	--	---	--	----------	--------------------

長崎県告示第1134号

長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第369号）の一部を次のように改正し、平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

別表県民協働課関係の表に次のように加える。

2	長崎県生活困 窮者自立相談 支援事業等補 助金	住民が相互に支 え合う地域づく りの支援等によ り、地域社会に おけるセーフ ティネット機能 の整備を図る。	地域社会の支えを必要とする要援護者 の自立と就労を支援するための次に掲 げる生涯現役活躍支援事業に要する経 費。ただし、補助対象経費の基準は、 知事が別に定める。 (1) 地域のインフォーマル活動の機能 強化を図るため、インフォーマル サービスの持続的な活動環境を整備 し、生涯現役で活躍できる環境づく りに取り組む事業 (2) 今後の大規模災害に備え、平常時 の連携体制の構築等を実施する事業	10分の10以内	社会福祉法人等
---	----------------------------------	--	--	----------	---------

長崎県告示第1135号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、長崎県海洋生

物資源の保存及び管理に関する計画（平成11年長崎県告示第1268号）の一部を次のとおり変更し、平成28年1月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のように変更する。

2の(1)を削り、2の(2)を2の(1)とし、2の(3)を2の(2)とし、2の(2)の次に次のように加える。

(3) 第一種特定海洋生物資源の平成28年1月から12月の知事管理量は以下のとおりである。

【まいわし】

8,000トン

【まあじ】

28,000トン

3の(1)を削り、3の(2)を3の(1)とし、3の(1)の次に次のように加える。

(2) 第一種特定海洋生物資源の平成28年1月から12月の知事管理量の、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

【まいわし】

中型まき網漁業 7,920トン

【まあじ】

中型まき網漁業 25,400トン

長崎県告示第1136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
厳原都市計画臨港地区 厳原港臨港地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県対馬市厳原町東里
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市計画課、長崎県対馬振興局及び対馬市役所

長崎県告示第1137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
厳原都市計画道路 3・4・1号 国道382号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分 長崎県対馬市厳原町日吉及び棧原
変更する部分 長崎県対馬市厳原町中村及び宮谷
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市計画課、長崎県対馬振興局及び対馬市役所

長崎県告示第1138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
厳原都市計画道路
3・4・7号 厳原豆駈美津島線
3・4・9号 久田南線
- 2 都市計画を定める土地の区域
3・4・7号 厳原豆駈美津島線
削除する部分 長崎県対馬市厳原町西里及び久田
変更する部分 長崎県対馬市厳原町久田道
3・4・9号 久田南線
追加する部分 長崎県対馬市厳原町久田
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市計画課、長崎県対馬振興局及び対馬市役所

長崎県告示第1139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
厳原都市計画道路
3・5・2号 臨港線
3・5・3号 東浜宮前線
- 2 都市計画を定める土地の区域
3・5・2号 臨港線
削除する部分 長崎県対馬市厳原町東里、大手橋及び久田道
3・5・3号 東浜宮前線
削除する部分 長崎県対馬市厳原町大手橋、田渕、天道茂及び中村
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市計画課、長崎県対馬振興局及び対馬市役所

長崎県告示第1140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
上五島都市計画道路 3・6・3号 奈摩中央線
- 2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷字前田

変更する部分 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷字石橋

3 縦覧場所

長崎県土木部都市計画課、長崎県五島振興局上五島支所及び新上五島町役場

長崎県告示第1141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

有川都市計画道路

3・5・3号 有川中央線

3・6・4号 有川山ノ手線

2 都市計画を定める土地の区域

3・5・3号 有川中央線

削除する部分 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷字浜村、字上原及び字船津

変更する部分 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷字中筋、字横道及び字江向

3・6・4号 有川山ノ手線

削除する部分 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷字二股川、字江孕、字後牟田、字上村、字外前田、字長田、字アマツツミ、字西原、字横道及び字江向

変更する部分 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷字樋口

3 縦覧場所

長崎県土木部都市計画課、長崎県五島振興局上五島支所及び新上五島町役場

長崎県告示第1142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

有川都市計画道路 3・5・6号 西原線

2 都市計画を定める土地の区域

削除する部分 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷字江向、字大橋、字横道及び字西原

3 縦覧場所

長崎県土木部都市計画課、長崎県五島振興局上五島支所及び新上五島町役場

長崎県告示第1143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

長崎都市計画道路 3・4・403号 吉無田三根線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 長崎県西彼杵郡長与町三根郷字井手口、字千石淵及び字山似田

3 縦覧場所

長崎県土木部都市計画課、長崎県長崎振興局及び長与町役場

長崎県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 グリーンピアつしま線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町雞知字千馬ヶ原乙327番1地先から 対馬市美津島町雞知字千馬ヶ原乙330番4地先まで	前	21.8～63.5	112.9	
	後	21.2～62.2	112.9	

長崎県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 小浜北有馬線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市小浜町大亀字床西556番1地先から 南島原市北有馬町乙字善エ門平2463番地先まで	前A	4.2～51.0	3765.1	
	前B	5.0～52.5	3753.5	
	後A	4.2～210.1	3765.1	
	後B	5.0～210.1	3753.5	
	後C	9.6～143.8	1975.6	

長崎県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 荒牧尾登線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市南串山町甲5087番7地先から 雲仙市南串山町甲5045番3地先まで	前	3.7~8.2	314.3	
	後	8.3~11.7	314.0	

長崎県告示第1147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 荒牧尾登線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市南串山町字板引1番5地先から 雲仙市南串山町字板引1番6地先まで	前	4.9~33.0	73.5	
	後	4.9~33.0	73.5	

長崎県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 荒牧尾登線	雲仙市南串山町字板引1番5地先から 雲仙市南串山町字板引1番6地先まで	平成27年12月25日

長崎県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 奥ノ平時津線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町野田郷字野中1182番4地先内	前	28.4~39.3	18.0	
	後	35.9~39.3	18.0	
西彼杵郡時津町野田郷字堤ノ平1219番1地先から 西彼杵郡時津町野田郷字長谷1311番2地先まで	前	12.4~80.6	257.9	
	後	12.4~101.0	257.9	

長崎県告示第1150号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成27年12月25日

比田勝港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての竣功認可の年月日

平成27年12月15日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市江戸町2番13号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号

3 埋立区域

(1) 位置

長崎県対馬市上対馬町西泊字在所361番イ2から361番イ第1に至り隣接する、長崎県指令58港許第136号で竣功認可された護岸及び字口ノ網代362番に隣接する里道の地先

(2) 区域

省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面積

599.28平方メートル

4 埋立地の用途

港湾施設用地

5 埋立ての免許の年月日及び番号

平成23年9月5日

長崎県指令23港許第1号

6 閲覧場所

長崎県対馬市上県町佐須奈甲567-3

対馬市北部建設事務所

長崎県告示第1151号

知事の専決処分に関する軽易な事項の指定（昭和22年長崎県告示第440号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>5 法律上県の義務に属する損害賠償（県有自動車事故によるものを除く。）で、その額が1件につき、100万円の範囲内で損害賠償の額を定めること。</u></p> <p><u>6及び7 略</u></p> <p><u>8 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額を5,000万円の範囲内において変更すること。</u></p>	<p><u>5及び6 略</u></p>

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 申請のあった年月日 平成27年12月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称 特定非営利活動法人 わくわくふぁーむ
 - (2) 代表者の氏名 福島 肇
 - (3) 主たる事務所の所在地 長崎市本河内1丁目6番4号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民と農家に対して、農作物の栽培と販売を通じた農業の普及、援農ボランティア及び農業ヘルパーの育成、農業ヘルパーの受託に関する事業を行い、食料供給・環境保全・雇用機会の拡充など、農業の活性化に寄与することを目的とする。
- 3 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所
長崎市江戸町2番13号 長崎県県民生活部県民協働課
 - (2) 縦覧の期間 申請書を受理した日から2週間

特定非営利活動法人の設立の認証申請（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 申請のあった年月日 平成27年12月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称 特定非営利活動法人 学童クラブ レインボーハウス
 - (2) 代表者の氏名 田端 美佳
 - (3) 主たる事務所の所在地 長崎市新大工町4番10-201号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、学童保育を必要とする児童に対して、放課後児童健全育成に関する事業を行い、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。
- 3 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所

長崎市江戸町2番13号 長崎県県民生活部県民協働課

(2) 縦覧の期間 申請書を受理した日から2月間

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款の変更の認証申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 申請のあった年月日 平成27年12月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称 特定非営利活動法人 のどか
 - (2) 代表者の氏名 針本 茂子
 - (3) 主たる事務所の所在地 五島市福江町1058番地5
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者（児）、高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 3 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所
長崎市江戸町2番13号 長崎県県民生活部県民協働課
五島市福江町7番1号 五島振興局管理部総務課
 - (2) 縦覧の期間 申請書を受理した日から2月間

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス川棚店・グリーン東彼新鮮市場
長崎県東彼杵郡川棚町下組字瀧開1961-2、1961-3、2041-2、2042-2
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社 コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階
長崎県中央農業協同組合 代表理事組合長 西山 洋一郎
長崎県諫早市栗面町174番地1
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階
長崎県中央農業協同組合 代表理事組合長 西山 洋一郎
長崎県諫早市栗面町174番地1
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年8月9日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,961.5平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
敷地東側 80台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数

- 敷地中央 10台
- 敷地東側 10台 計20台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - 建物西側 27.0平方メートル
 - 建物北東側 50.0平方メートル 計77.0平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ドラッグコスモス建物内西側 9.00立方メートル
 - 新鮮市場建物内北東側 0.91立方メートル 計9.91立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 株式会社 コスモス薬品 午前10時から午後10時
 - 長崎県央農業協同組合 午前7時30分から午後6時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前7時から午後10時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 敷地北東側 1箇所
 - 敷地東側 1箇所
 - 敷地南西側 1箇所 計3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 建物西側 24時間
 - 建物北東側 午前6時から午後10時
- 2 届出年月日
 - 平成27年12月8日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
 - 公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
 - 長崎県産業労働部商務金融課、長崎県県北振興局商工水産部商工労政課及び川棚町地域政策課
- 4 その他
 - 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部商務金融課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ホームセンターユートク高来店
 - 長崎県諫早市高来町峰468-106
- 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 祐徳自動車株式会社 代表取締役社長 愛野 時興
 - 佐賀県鹿島市大字高津原4078番地
 - (2) 大規模小売店舗の新設
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,230.12平方メートル
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者

諫早市長 宮本 明雄

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部商務金融課、諫早市商工振興部商工観光課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、諫早市長から公共測量（水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市の一部（小野・長田地区外）	平成28年1月6日から 平成28年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（2級基準点移転）を次のとおり終了した旨の通知があった。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市東出津町	平成27年11月20日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

長崎都市計画下水道（諫早市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市計画課及び長崎県県央振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画地区計画 グリーンヒルズいさはや西部台地区計画（諫早市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市計画課及び長崎県県央振興局

都市計画事業の事業計画の変更認可（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による島原都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が平成27年12月14日付け九州地方整備局告示第150号をもってなされたので、同法第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画事業の種類及び名称
平成26年九州地方整備局告示第202号
島原都市計画道路事業 3・4・8号新山本町線
- 2 施行者の名称
長崎県
- 3 事務所の所在地
主たる事務所 長崎県土木部都市計画課
従たる事務所 長崎県島原振興局
- 4 事業地
収用の部分 平成26年九州地方整備局告示第202号の事業地のうち長崎県島原市上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、萩原三丁目及び萩が丘二丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし

議 会 告 示

長崎県議会告示第1号

平成27年12月18日執行の長崎県選挙管理委員及び補充員の選挙における当選人は次のとおりである。

平成27年12月25日

長崎県議会議長 田中 愛国

委員 堀江 憲二
委員 永淵 勝幸
委員 葺本 昭晴
委員 橋本 希俊
補充員 蒲池 芳明
補充員 高比良 末男
補充員 伊東 譲二
補充員 大谷 英也

教育委員会規則

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第8号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1(イ)特別支援学校の表中長崎県立長崎特別支援学校の項を

長崎県立長崎特別支援学校		長崎市	肢体不自由	小学部	
				中学部	
				高等部	普通科

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第36号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年12月25日

長崎県公安委員会委員長 坂井 俊之

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変 更 後	変 更 前
佐世保中央自動車学校経営委員会 長崎県佐世保市沖新町5番10号 川原 道明	佐世保中央自動車学校経営委員会 長崎県佐世保市沖新町5番10号 川添 忠彦

長崎県公安委員会告示第37号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年12月25日

長崎県公安委員会委員長 坂井 俊之

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変 更 後	変 更 前
佐世保中央自動車学校経営委員会 長崎県佐世保市沖新町5番10号 川原 道明	佐世保中央自動車学校経営委員会 長崎県佐世保市沖新町5番10号 川添 忠彦

長崎県北部海区漁業調整委員会指示

平成27年長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号

長崎県北部海区におけるイカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成27年12月25日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 森 隆俊

1 制限区域

(1) 次の区域においてはイカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業を行ってはならない。

ただし、共同漁業権北共第53号、同第54号、同第55号及び同第56号の区域（壱岐市名島地先、上イズミ、下イズミ地先及び七里ヶ曾根下の瀬地先）を除く。

- ア 佐世保市高後崎から以北の佐世保市、平戸市、松浦市、長崎県北松浦郡及び壱岐市における共同漁業権の区域並びに各共同漁業権の外郭から沖出し2,000メートルの線により囲まれた区域
- イ 共同漁業権北共第35号（佐世保市宇久町地先）、同第37号、同第41号及び同第42号（小値賀町地先）の外郭から2,000メートルの線と、佐世保市宇久町火焚崎西端から270度の線とによって囲まれた区域
- ウ 共同漁業権北共第34号（平戸市生月町地先）、同第30号（平戸市獅子町別当曾根地先）、同第28号（平戸市堤町地先）、同第27号（平戸市津吉町地先）及び同第26号（平戸市早福町上阿値賀島地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と、平戸市生月町壱部テイ崎西端と、平戸市早福町上阿値賀島西端とを結ぶ線とによって囲まれた区域
- (2) 次の区域においては、イカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業のうちカカリ釣り（碇止め漁法）を行ってはならない。
- ア 共同漁業権北共第43号（壱岐市勝本町地先）、同第50号（壱岐市郷ノ浦町地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と、同じく5,000メートルの線、並びに壱岐市郷ノ浦町萩崎西端から270度の線及び壱岐市勝本町、芦辺町の境界点（和合の浜）から0度の線によって囲まれた区域
- イ 共同漁業権北共第36号（佐世保市宇久町黒母瀬）、同第35号（佐世保市宇久町地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と、同じく5,000メートルの線、及び佐世保市宇久町五島崎西端から272度の線と同市同町火焚崎西端から270度の線並びに共同漁業権北共第42号（小値賀町地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と佐世保市宇久町黒母瀬の中心点と平戸市早福町上阿値賀島南端を結んだ線によって囲まれた区域
- 2 制限期間 平成28年1月1日から平成30年12月31日まで

長崎県病院企業団規則

長崎県病院企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団規則第3号

長崎県病院企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県病院企業団個人情報保護条例施行規則（平成22年長崎県病院企業団規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報開示請求書）

第3条の2 条例第23条の3で準用する条例第11条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 保有特定個人情報開示請求をしようとする者の連絡先
- (3) 条例第23条の3で準用する条例第21条第1項に規定する開示の方法のうち、保有特定個人情報開示請求をしようとする者が求める開示の方法
- (4) 法定代理人等が保有特定個人情報開示請求をしようとする場合にあっては、代理の種類及び本人の状況

2 条例第23条の3で準用する条例第11条第1項に規定する請求書は、保有特定個人情報開示請求書（様式第2号の2）によるものとする。

第4条の見出しを「(本人等の確認等に必要書類)」に改め、同条中「条例第21条第3項」の次に「、第23条の3」を加え、「、第25条第3項」の次に「、第31条の3」を加え、「及び第33条第2項」を「、第33条第2項及び第38条の3」に、「法定代理人」を「法定代理人等」に改め、同条第1号中及び第2号中「開示請求」の次に「又は保有特定個人情報開示請求」を加え、「とき」を「場合」に改め、同号イ中「企業長が認めるもの」の次に「(開示請求又は保有特定個人情報開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が保有特定個人情報開示請求をする場合 次に掲げる書類

ア 当該任意代理人に係る第1号に掲げる書類

イ 本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（市区町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限り、かつ、保有特定個人情報開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

第5条の見出しを「(郵送による開示請求書等の提出)」に改め、同条中「条例第11条第1項」の次に「又は第23条の2第1項」を、「開示請求」の次に「又は保有特定個人情報開示請求」を、「保有個人情報開示請求書」の次に「又は保有特定個人情報開示請求書」を加え、同条第1号及び第2号中「開示請求」の次に「又は保有特定個人情報開示請求」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 任意代理人が保有特定個人情報開示請求をしようとする場合 前条第3号アに定める書類のうち、2種類以上のものの写し及び同号イに定めるものの写し

第6条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報開示決定通知書等)

第6条の2 条例第23条の3で準用する条例第16条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有特定個人情報開示決定通知書（様式第3号の2）

(2) 保有特定個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有特定個人情報部分開示決定通知書（様式第4号の2）

2 条例第23条の3で準用する条例第16条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有特定個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合 保有特定個人情報不開示決定通知書（様式第5号の2）

(2) 保有特定個人情報の存否を明らかにしないで開示しない旨の決定をした場合 保有特定個人情報不開示決定通知書（存否応答拒否）（様式第6号の2）

(3) 保有特定個人情報が記録された公文書を保有していない場合に開示しない旨の決定をした場合 保有特定個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）（様式第7号の2）

第7条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報開示諾否決定期間の延長通知書等)

第7条の2 条例第23条の3で準用する条例第17条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報開示諾否決定期間の延長通知書（様式第8号の2）とする。

2 条例第23条の3で準用する条例第18条に規定する書面は、保有特定個人情報開示諾否決定期間の特例延長通知書（様式第9号の2）とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報事案移送通知書)

第8条の2 条例第23条の3で準用する条例第19条第1項に規定する通知は、保有特定個人情報開示請求事案移送通知書（様式第10号の2）により行うものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の開示に係る意見照会書等)

第9条の2 条例第23条の3で準用する条例第20条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保有特定個人情報開示請求があった日

(2) 条例第23条の3で準用する条例第20条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第23条の3で準用する条例第20条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第23条の3で準用する条例第20条第1項の規定による通知 保有特定個人情報の開示に係る意見照会書（様式第11号の2）

(2) 条例第23条の3で準用する条例第20条第2項の規定による通知 保有特定個人情報の開示に係る意見照会書（様式第12号の2）

(3) 条例第23条の3で準用する条例第20条第3項(条例第41条で準用する場合を含む。)の規定による通知
保有特定個人情報開示決定に係る通知書(様式第13号の2)

第10条第1項第1号ア中「条例第21条第2項」の次に「(条例第23条の3で準用する場合を含む。)」を加え、
同条第3項中「条例第21条第1項第2号」の次に「(条例第23条の3で準用する場合を含む。)」を加える。

第11条第1項中「条例第23条」の次に「(条例第23条の3で準用する場合を含む。)」を、「保有個人情報」の次に
「又は保有特定個人情報」を加え、同条第2項中「保有個人情報」の次に「又は保有特定個人情報」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報開示請求等の特例)

第12条の2 企業長は、条例第23条の3で準用する条例第22条第1項の規定により口頭による保有特定個人情報
開示請求をすることができる保有特定個人情報を定めたときは、当該保有特定個人情報の内容並びに保有特定
個人情報開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第23条の3で準用する条例第22条第2項に規定する実施機関が定める書類は、当該保有特定個人情報の
本人に対して当該保有特定個人情報を取り扱う事務に関して企業長が交付した書類であって、本人の氏名が記
されているものとする。

3 条例第23条の3で準用する条例第22条第3項に規定する実施機関が定める方法は、閲覧又は情報の内容を転
記した書類の交付によるものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報開示決定通知書等の提示)

第13条の2 条例第31条の2第1項の規定により保有特定個人情報訂正請求をしようとする者は、当該保有特定
個人情報訂正請求が開示を受けた自己の保有特定個人情報に係るものであるときは、保有特定個人情報開示決
定通知書又は保有特定個人情報部分開示決定通知書の写しを提示しなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報訂正請求書)

第14条の2 条例第31条の3で準用する条例第25条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、法定代理
人等が保有特定個人情報訂正請求をしようとする場合にあっては、代理の種類及び本人の状況とする。

2 条例第31条の3で準用する条例第25条第1項に規定する請求書は、保有特定個人情報訂正請求書(様式第15
号の2)とする。

第15条の見出しを「(郵送による訂正請求書等の提出)」に改め、同条中「訂正請求」の次に「及び保有特定個
人情報訂正請求」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「保有特定個人情報開示請求」とあるの
は「保有特定個人情報訂正請求」と、「保有個人情報開示請求書」とあるのは「保有個人情報訂正請求書」と、
「保有特定個人情報開示請求書」とあるのは「保有特定個人情報訂正請求書」と読み替えるものとする。

第16条第1項第1号及び第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報訂正決定通知書等)

第16条の2 条例第31条の3で準用する条例第26条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応
じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有特定個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 保有特定個人情報訂正決定通知書(様式第16号
の2)

(2) 保有特定個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 保有特定個人情報部分訂正決定通知書(様式第
17号の2)

2 条例第31条の3で準用する条例第26条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報不訂正決定通知書(様式
第18号の2)とする。

3 条例第31条の3で準用する条例第27条に規定する訂正請求の拒否は、保有特定個人情報訂正請求拒否決定通
知書(様式第19号の2)により行うものとする。

第17条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書等)

第17条の2 条例第31条の3で準用する条例第28条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正諾否決定期
間の延長通知書(様式第20号の2)とする。

2 条例第31条の3で準用する条例第29条に規定する書面は、保有特定個人情報訂正諾否決定期間の特例延長通
知書(様式第21号の2)とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報訂正請求に係る事案移送通知書)

第18条の2 条例第31条の3で準用する条例第30条第1項に規定する通知は、保有特定個人情報訂正請求に係る事案移送通知書(様式第22号の2)により行うものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報訂正請求に係る提供先への通知書)

第19条の2 条例第31条の3で準用する条例第31条に規定する通知は、保有特定個人情報訂正実施通知書(様式第23号の2)により行うものとする。

第20条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報利用停止請求書)

第20条の2 条例第38条の3で準用する条例第33条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、法定代理人等が保有特定個人情報利用停止請求をしようとする場合にあっては、代理の種類及び本人の状況とする。

2 条例第38条の3で準用する条例第33条第1項に規定する請求書は、保有特定個人情報利用停止請求書(様式第24号の2)とする。

第21条中「利用停止請求」の次に「及び保有特定個人情報利用停止請求」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「保有特定個人情報開示請求」とあるのは「保有特定個人情報利用停止請求」と、「保有個人情報開示請求書」とあるのは「保有個人情報利用停止請求書」と、「保有特定個人情報開示請求書」とあるのは「保有特定個人情報利用停止請求書」と読み替えるものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報利用停止決定通知書等)

第22条の2 条例第38条の3で準用する条例第35条第1項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止決定通知書(様式第25号の2)とする。

2 条例第38条の3で準用する条例第35条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報不利用停止決定通知書(様式第26号の2)とする。

3 条例第38条の3で準用する条例第36条に規定する保有特定個人情報利用停止請求の拒否は、保有特定個人情報利用停止請求拒否決定通知書(様式第27号の2)により行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書等)

第23条の2 条例第38条の3で準用する条例第37条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書(様式第28号の2)とする。

2 条例第38条の3で準用する条例第38条に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の特例延長通知書(様式第29号の2)とする。

様式第1号中

「

事務の名称		枚中	枚	を
-------	--	----	---	---

」

「

事務の名称		に、
-------	--	----

」

「

基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他 ()	を
-------	---	---

」

「

基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号を除く識別番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	に改める。
-------	---	-------

」

様式第2号中「開示請求者」を「請求者」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。
様式第2号の2（第3条の2関係）

表

特

保有特定個人情報開示請求書

年 月 日

様

請求者	氏 名 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	住 所 又 は 居 所 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒 -)
	連絡先 (電話番号)	- -

長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示を請求します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報を特定するために必要な事項	
求める開示の実施の方法	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙等に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙等に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 複写したテープ・ディスクの交付 3 交付の方法 <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付 ※ 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。
法定代理人又は任意代理人が保有特定個人情報開示請求をする場合の代理の種類及び本人の状況	代理の種類 <input type="checkbox"/> 法定代理 <input type="checkbox"/> 任意代理
	本人の氏名
	本人の住所又は居所 (〒 -) (電話番号 - -)
	法定代理の場合の本人の区分 <input type="checkbox"/> 未成年者 (生年月日 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
 3 任意代理人が請求する場合には、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
 4 該当する□の中に✓印を付けてください。

裏

【担当機関記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 任意代理人： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
担当機関	(電話番号 - - (内線))
備考	

様式第3号の次に次の1様式を加える。
 様式第3号の2（第6条の2関係）

特

保有特定個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を開示することと決定したので通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報			
開示の実施の日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後	時 分
	場所	(電話番号 — —)	
開示の実施の方法			
担当機関	(電話番号 — — (内線))		
備 考			

- (注) 1 保有特定個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が開示を受ける場合は、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
- 4 開示決定に係る保有特定個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該保有特定個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 5 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当機関へ連絡してください。

様式第4号の次に次の1様式を加える。
様式第4号の2（第6条の2関係）

特

保有特定個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る保有 特定個人情報			
開示しない部分 及びその理由	開示しない理由 (根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第12条 第 号に該当		
上記の「開示しない 理由」がなくなる 期日	年 月 日 (この日以降であれば、この保有特定個人情報を開示 することができます。開示を希望する場合は、改めて保有特定個人情報開示請求して ください。)		
開示の実施の日時 及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場所	(電話番号 - -)	
開示の実施の方法			
担当機関	(電話番号 - - (内線))		
備 考			

(注)

- 1 保有特定個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が開示を受ける場合は、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限り。）を提出し、又は提示してください。
- 4 開示決定に係る保有特定個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該保有特定個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 5 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当機関へ連絡してください。
- 6 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、企業長に対し、異議申立てをすることができます。
- 7 この処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
ただし、5により異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第5号の次に次の1様式を加える。
様式第5号の2（第6条の2関係）

特**保有特定個人情報不開示決定通知書**

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第16条第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る保有 特定個人情報	
開示しない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第12条第号に該当
「開示しない理由」 がなくなる期日	年 月 日 (この日以降であれば、この保有特定個人情報を開示することができます。開示を希望する場合は、改めて保有特定個人情報開示請求してください。)
担当機関	(電話番号 — — (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、企業長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第6号の次に次の1様式を加える。
 様式第6号の2（第6条の2関係）

特

保有特定個人情報不開示決定通知書（存否応答拒否）

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第16条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報の 存否を明らかに しない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第15条に 該当
担当機関	(電話番号 - - (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、企業長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第7号の次に次の1様式を加える。
様式第7号の2（第6条の2関係）

特**保有特定個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）**

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、当該保有特定個人情報
が記録された公文書を保有していないため、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同
条例第16条第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る保有 特定個人情報	
保有特定個人情報が 記録された公文書を 保有していない理由	
担当機関	(電話番号 — — (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、企業長に
対し、異議申立てをすることができます。
2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病
院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定
の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第8号の次に次の1様式を加える。
 様式第8号の2（第7条の2関係）

特

保有特定個人情報開示諾否決定期間の延長通知書

第 年 月 日
 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第17条第2項の規定により、次のとおり開示の諾否決定の期間を延長したので通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	（電話番号 — — (内線) ）
備考	

様式第9号の次に次の1様式を加える。
 様式第9号の2（第7条の2関係）

特

保有特定個人情報開示諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 日
 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第18条の規定により、請求のあった日から起算して60日以内に保有特定個人情報の相当の部分について開示の諾否決定をし、残りの保有特定個人情報については、相当の期間内に開示の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報開示請求受付日）から 年 月 日まで
保有特定個人情報の相当の部分について開示の諾否決定をする期間	年 月 日（保有特定個人情報開示請求受付日）から 年 月 日まで
残りの保有特定個人情報について開示の諾否決定をする期限	年 月 日
60日以内に保有特定個人情報のすべてについて開示の諾否決定をすることができない理由	
担当機関	（電話番号 — —（内線））
備 考	

様式第10号の次に次の1様式を加える。
 様式第10号の2（第8条の2関係）



保有特定個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで保有特定個人情報開示請求のあった事案について、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第19条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
移送した実施機関の事務担当機関	(電話番号 — — (内線))
移送を受けた実施機関の事務担当機関	実施機関 事務担当機関 (電話番号 — — (内線))
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	

※ 本件保有特定個人情報開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関が行うこととなります。ご不明な点は、移送を受けた実施機関の事務担当機関にお問い合わせください。

様式第11号別紙の次に次の1様式を加える。
様式第11号の2（第9条の2関係）

特

保有特定個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

印

長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有特定個人情報について保有特定個人情報開示請求がありましたので、同条例第23条の3で準用する同条例第20条第1項の規定により、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有特定個人情報の開示の諾否決定についてご意見があれば、別紙「保有特定個人情報の開示に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報 が記録された公文書 の名称	
保有特定個人情報 開示請求があった日	年 月 日
保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報 に含まれている あなた（貴団体）に 関する情報の内容	
意見書の提出先	所在地（〒 ）
担当機関	（電話番号 — — （内線） ）
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

別紙（様式第11号の2関係）

特

保有特定個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

様

氏 名 法人等にあつては、名称及び 代表者等の氏名	
住 所 又 は 居 所 法人等にあつては、事務所 及び事業所の所在地	(〒 -)
連絡先（電話番号）	- -

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり意見を提出します。

保有特定個人情報開示 請求に係る保有特定個人 情報が記録された公文書 の名称		
上記保有特定個人情報の 開示に反対する意見の 有無（いずれかを○で 囲んでください。）	有	無
開示に反対する部分 （反対意見がある場合、 いずれかを○で囲んで ください。）	一部	全部
開示に反対する理由	（開示に反対する部分を具体的に記入してください。）	

様式第12号別紙の次に次の1様式を加える。
 様式第12号の2（第9条の2関係）

特

保有特定個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日

様

印

長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有特定個人情報について保有特定個人情報開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第23条の3で準用する同条例第20条第2項の規定により、ご意見を伺いますので、当該公文書を開示することについてご意見があれば、別紙「保有特定個人情報の開示に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報 が記録された公文書 の名称	
保有特定個人情報 開示請求があった日	年 月 日
保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報 に含まれている あなた（貴団体）に 関する情報の内容	
長崎県病院企業団 個人情報保護 条例第23条の3で 準用する同条例 第20条第2項 第1号又は第2号 の適用の区分及び 当該規定を適用する 理由	条例第23条の3で準用する同条例第20条第2項第 号 適用 (理由)
意見書の提出先	所在地（〒 ）
担当機関	(電話番号 - - (内線))
意見書の提出期限	年 月 日

別紙（様式第12号の2 関係）

特

保有特定個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

様

氏 名 法人等にあつては、名称及び 代表者等の氏名	
住 所 又 は 居 所 法人等にあつては、事務所 及び事業所の所在地	(〒 -)
連絡先（電話番号）	- -

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり意見を提出します。

保有特定個人情報開示 請求に係る保有特定個人 情報が記録された公文書 の名称		
上記保有特定個人情報の 開示に反対する意見の 有無（いずれかを○で 囲んでください。）	有	無
開示に反対する部分 （反対意見がある場合、 いずれかを○で囲んで ください。）	一部	全部
	（開示に反対する部分を具体的に記入してください。）	
開示に反対する理由		

様式第13号中「第20条第3項又は」及び「第41条において準用する」の次に「同条例」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第13号の2（第9条の2関係）

特**保有特定個人情報開示決定に係る通知書**第 号
年 月 日

様

印

年 月 日に照会しましたあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有特定個人情報について、次のとおり保有特定個人情報を開示することと決定しましたので、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第20条第3項又は同条例第41条において準用する同条例第20条第3項の規定により通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報を記録した公文書の名称	
開示決定により開示されるあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当機関	(電話番号 — — (内線))
備考	

- (注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、企業長に対し、異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますのでご承知ください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第14号を次のように改める。
様式第14号（第11条関係）

共通

公文書の写しの交付申請書

年 月 日

様

<p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>法定代理人又は任意代理人が法人の場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名</p>	
<p style="text-align: center;">住 所 又 は 居 所</p> <p>法定代理人又は任意代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地</p>	(〒 -)
<p style="text-align: center;">連絡先（電話番号）</p>	- -

年 月 日付け 第 号で開示決定又は部分開示決定の通知のあった保有個人情報又は保有特定個人情報が記録された公文書について、次のとおり写しの交付を申請します。

公文書の名称	写しの種別	単価	数量	金額
合計				円

注1 「写しの種別」欄には、A4判用紙（単色）、エックス線フィルム（半切）、光ディスク等の種別を記入してください。

2 郵送による交付の場合、書留郵便料金に相当する額の切手が必要です。

ここに証紙をはってください。

様式第15号中「第3項において準用する」の次に「同条例」を加え、「訂正請求者」を「請求者」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第15号の2（第14条の2関係）

表

特

保有特定個人情報訂正請求書

年 月 日

様

請求者	氏 名 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	住 所 又 は 居 所 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒 -)
	連絡先 (電話番号)	- -

長崎県病院企業団個人情報保護条例第31条の2第1項又は同条第3項において準用する同条例第23条の2第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報を特定するために必要な事項		
保有特定個人情報訂正請求の趣旨及び理由		
法定代理人又は任意代理人が保有特定個人情報訂正請求をする場合の代理の種類及び本人の状況	代理の種類	<input type="checkbox"/> 法定代理 <input type="checkbox"/> 任意代理
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	(〒 -) (電話番号 - -)
	法定代理の場合の本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 (生年月日 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が請求する場合には、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
- 4 該当する□の中に✓印を付けてください。

裏

【担当機関記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 任意代理人： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
事実との合致を証明する書類等	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 提示 ()
担当機関	(電話番号 — — (内線))
備考	

様式第16号の次に次の1様式を加える。
 様式第16号の2（第16条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日
 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第31条の3で準用する同条例第26条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を訂正することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 訂正請求の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担当機関	(電話番号 — — (内線))
備 考	

様式第17号の次に次の1様式を加える。
 様式第17号の2（第16条の2関係）

特

保有特定個人情報部分訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業個人情報保護条例第31条の3で準用する同条例第26条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を訂正することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 訂正請求の内容	
訂正の内容及びその 理由	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担当機関	(電話番号 - - (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、企業長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第18号の次に次の1様式を加える。
様式第18号の2（第16条の2関係）

特**保有特定個人情報不訂正決定通知書**

第 年 月 日

様

印

年 月 日付で請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第31条の3で準用する同条例第26条第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正をしないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 訂正請求の内容	
訂正をしない理由	
担 当 機 関	(電話番号 - - (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、企業長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第19号の次に次の1様式を加える。
様式第19号の2（第16条の2関係）

特**保有特定個人情報訂正請求拒否決定通知書**

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第31条の3で準用する同条例第27条の規定により、次のとおり保有特定個人情報訂正請求を拒否することとしたので通知します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報	
保有特定個人情報の存否を明らかにしない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第31条の3で準用する同条例第27条に該当
担当機関	(電話番号 - - (内線))
備考	

- (注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、企業長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（知事が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第20号の次に次の1様式を加える。
 様式第20号の2（第17条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書

第 年 月 日
 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第31条の3で準用する同条例第28条第2項の規定により、次のとおり訂正の諾否決定の期間を延長したので通知します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	（電話番号 — —（内線））
備考	

様式第21号の次に次の1様式を加える。
 様式第21号の2（第17条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第31条の3で準用する同条例第29条の規定により、相当の期間内に訂正の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	（電話番号 — — (内線))
備考	

様式第22号の次に次の1様式を加える。
 様式第22号の2（第18条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

第 年 月 日
 号

様

印

年 月 日付けで保有特定個人情報訂正請求のあった事案について、長崎県病院企業団個人情報保護条例第31条の3で準用する同条例第30条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報の内容	
移送した実施機関の事務担当機関	(電話番号 — — (内線))
移送を受けた実施機関の事務担当機関	実施機関 事務担当機関 (電話番号 — — (内線))
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	

※ 本件保有特定個人情報訂正請求に係る訂正決定等は、移送を受けた実施機関が行うことになります。ご不明な点は、移送を受けた実施機関の事務担当機関にお問い合わせください。

様式第23号の次に次の1様式を加える。
 様式第23号の2（第19条の2関係）

特

保有特定個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで提供した保有特定個人情報について、次のとおり訂正の実施をしたので、長崎県病院企業団個人情報保護条例第31条の3で準用する同条例第31条の規定により通知します。

保有特定個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正の実施をした年月日	年 月 日
担当機関	(電話番号 — — (内線))
備考	

様式第24号中「第2項において準用する」の次に「同条例」を加え、「利用停止請求者」を「請求者」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第24号の2（第20条の2関係）

表

特

保有特定個人情報利用停止請求書

年 月 日

様

請求者	氏 名 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	住 所 又 は 居 所 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒 -)
	連絡先 (電話番号)	- -

長崎県病院企業団個人情報保護条例第38条の2第1項又は同条第2項において準用する同条例第23条の2第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止を請求します。

保有特定個人情報 利用停止請求に 係る保有特定個人 情報を特定する ために必要な事項		
保有特定個人情報 利用停止請求の 趣旨及び理由		
法定代理人又は 任意代理人が保有 特定個人情報利用 停止請求をする 場合の代理の種類 及び本人の状況	代理の種類	<input type="checkbox"/> 法定代理 <input type="checkbox"/> 任意代理
	本人の氏名	
	本人の住所 又は居所	(〒 -) (電話番号 - -)
	法定代理の 場合の本人 の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 (生年月日 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が請求する場合には、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限り。）を提出し、又は提示してください。
- 4 該当する□の中に✓印を付けてください。

裏

【担当機関記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 任意代理人： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
事実との合致を証明する書類等	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 提示（ ）
担当機関	（電話番号 — — (内線) ）
備考	

様式第25号の次に次の1様式を加える。
 様式第25号の2（第22条の2関係）

特

保有特定個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第38条の3において準用する同条例第35条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 利用停止請求の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当機関	(電話番号 — — (内線))
備 考	

様式第26号の次に次の1様式を加える。
様式第26号の2（第22条の2関係）

特**保有特定個人情報不利用停止決定通知書**

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第38条の3において準用する同条例第35条第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 利用停止請求の内容	
利用停止をしない 理由	
担当機関	(電話番号 - - (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、企業長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第27号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。
様式第27号の2（第22条の2関係）

特

保有特定個人情報利用停止請求拒否決定通知書

第 年 月 日
号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第38条の3において準用する同条例第36条の規定により、次のとおり利用停止請求を拒否することとしたので通知します。

保有特定個人情報利用停止請求に係る保有特定個人情報	
保有特定個人情報の存否を明らかにしない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第38条の3において準用する同条例第36条に該当
担当機関	(電話番号 — — (内線))
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、企業長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

様式第28号の次に次の1様式を加える。
様式第28号の2（第23条の2関係）

特**保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書**

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第38条の3において準用する同条例第37条第2項の規定により、次のとおり利用停止の諾否決定の期間を延長したので通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	（電話番号 — — （内線））
備考	

様式第29号の次に次の1様式を加える。
 様式第29号の2（第23条の2関係）

特

保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 日
 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第38条の3において準用する同条例第38条の規定により、相当の期間内に利用停止の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

保有特定個人情報利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	（電話番号 — — （内線））
備考	

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

発行者

長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
直通表(八九五)
二一一一
二一一六

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ク
弥ク